

明治学院大学外部評価委員会規程

2020年 3月11日 大学評議会承認

2020年 3月13日 常務理事会承認

2022年 2月18日 常務理事会承認

2024年 3月15日 常務理事会承認

(目的)

第1条 明治学院大学の全学的な内部質保証を適切かつ有効に機能させるために、内部質保証に関連する仕組み、組織、計画や大学運営の在り方を客観的かつ包括的な視点で検証・評価し、実効性のある計画、実行、評価、改善を実現する内部質保証体制を構築・維持することを目的とし、外部評価委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる各号の任務を行う。

- (1) 内部質保証に関連する仕組み、組織体制、計画および実行の適切性の検証に関すること。
- (2) 計画、実行、評価、改善を実現するための内部質保証体制において、点検評価の結果が改善に結びついているかどうかの検証に関すること。
- (3) 内部質保証を実効的に機能させるための、大学執行部の大学運営の適切性に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、5名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から学長が選考し、委嘱する。
- 3 委員会には、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を陪席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長の任期は2年とする。ただし、委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長は、再任を妨げない。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学長室企画課が担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2022年2月18日から施行する。（第8条 規程の改廃について変更）
- 3 この規程は、2024年4月1日から施行する。（規程名称の変更、第1条および第7条の変更）